

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例案

協会の主張と 今後の対応



昨年4月、神奈川県は「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定に向けて基本的考え方を発表した。これは外食店舗も禁煙の対象としており、業界に対する影響は極めて大きくなる。そこで我々は昨年6月、この禁煙条例案について会員社と情報交換を行い、協会の見解を取りまとめた（ジェフマンスリー 2008年7月号参照）。その後、神奈川県は9月に「公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」の骨子案を、また12月にはその素案を発表した。これに対し協会は松沢成文神奈川県知事に以下のような意見を提出した。同県はさらに年が明けて1月13日にはこの素案の一部修正案を発表し、2月の県議会定例会で条例案を提案する。

2008年12月発表の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）素案のポイント

- ① 飲食店（レストラン、ファミリーレストラン、ファーストフード店、寿司屋、喫茶店、ラーメン店、居酒屋、その他これらに類する施設）は、禁煙又は分煙としなければならない。
- ② 店舗面積が100m²以下の小規模飲食店は、受動喫煙防止対策を進めていく期間として3年間の猶予を設ける（その後、1月13日の修正案では、小規模飲食店での防止対策は努力義務となり、よって3年間の猶予期間もなくなった。また、キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、マージャン店等も同様に努力義務となった）。
- ③ 分煙を選択した場合、非喫煙区域の面積は、喫煙区域の面積と比べておおむね同等以上とすることを努力義務とする。
- ④ 喫煙所又は喫煙区域を設けた場合、当該施設の従業員を除き、未成年者を立ち入らせてはならない。
- ⑤ 罰則規定が設けられた。受動喫煙防止に関する取組実施状況についての報告、資料の提出、又は立入調査を拒んだ事業者には5万円以下の罰金、非喫煙区域において喫煙した者には2万円以下の罰金を科す。

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）素案に対する協会の意見（抜粋）

① 基本的考え方

外食産業は、国民の健全な食生活に貢献するばかりでなく、飲食サービスの提供を通じて、国民に快適な空間とくつろいだ時間を提供するという機能を果たしている。

外食産業は多様な飲食環境を提供し、利用者は好みに応じて選択するという関係を通して、国民生活の質的充実が図られている。

したがって、施設における禁煙・喫煙についても、それぞれの施設管理者の判断に任せ、「喫煙」、「分煙」、「禁煙」などの「お客様に選んでいただ

ける空間」を提供し、利用者がそれらの多様な飲食空間から自由に選択できるようにするべきである。

② 具体的事項

(1) 飲食店における喫煙について

飲食店における喫煙については、基本的に施設の管理者の判断とそれを利用する顧客の選択に委ねるべきで、一律に禁煙又は分煙を義務づけることは適切でない。

また、飲食店は時間帯により来客層が異なることもあり、喫煙又は禁煙の選択も空間的な仕切りだけでな

く時間的な措置も認めるべきである。

(2) 分煙に関する基準について

素案では、①デジタル粉じん計を用いて測定し、漏れ状態を確認すること、②非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（毎秒0.2 m以上）があること等を掲げている。

しかし、この分煙効果判定基準は、平成15年4月30日に厚生労働省健康保健局長が出した「受動禁煙防止対策について」の通知では、防止措置を取る際の参考として掲げられているのであり、これを直ちに罰則を伴う条例上の規制基準として全面

適用するのは適切でない。

(3) 施行・経過措置に対して

素案では、床面積の合計が 100m²以下の飲食店については、規則に定めるところにより施設管理者から届出があった場合に限り、施行後3年間は適用しないとされている。

しかし、空間の全部又は一部を喫煙区域とした場合には未成年者は立ち入れない。このことは、親子同伴であっても、未成年者である子は当該施設に入店できないことを意味し

ており、実質的な締め出しであり、容認することはできない。

(4) 受動喫煙防止措置の促進のための支援について

平成 15 年の健康増進法改正により、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者には、受動禁煙防止対策を講ずる努力義務が課されている。

外食企業にあつては、この趣旨に沿って、非喫煙者に対する受動喫煙を強いることにならないよう分煙等

に努めているところである。県当局としては、こうした努力に対して積極的支援措置を講じられたい。

この意見は、昨年 9 月 11 日、神奈川県で開催された規制の対象となる施設管理者向けの説明会でも主張した。さらに 12 月には、自由民主党神奈川県議会にも同様の意見書を提出した。その結果、店舗面積が 100m²以下の飲食店に対しては、罰則規定ではなく努力義務となった。

一律規制は現実に困難 店舗の主体性を尊重すべき 条例成立の場合は財政支援策を

東京都は受動喫煙に対し、一律の規制は行っていない。

昨年 8 月 6 日、東京都が設置した飲食店の受動喫煙防止対策検討会において、協会は次のような基本的な考え方を述べた。

- 外食産業は業態が様々で、一律の規制は非常に難しい一方、自主的な取り組みも多い。
- 小規模店舗では、分煙はスペース的に困難。また、売上への影響がより大きな問題と考えられる。
- 可能な飲食店から対策を進めていくことが現実的である。

これに対し、東京都は受動喫煙を条例によって一律に規制することはないと述べた。

神奈川県の条例案は問題が多く、外食産業にとっては受け入れ難い。繰り返すが、禁煙・分煙については行政が一律の規制を行うのではなく、店舗が主体性を持って決めることが望ましいと考える。

自主的に快適な分煙環境づくりを実践している企業や店舗は多く、お客様はこうした店をうまく使い分けており、これが企業や店舗の差別化につな

がっているとも言える。

神奈川県は、「世界各国において受動喫煙防止対策が進められ、禁煙措置が法制化されている」と、世界の潮流も県が受動喫煙防止対策を進める理由の一つだというのが、社会のありようは国ごとに異なるし、その国ごとの民度のレベルに合わせた検討の仕方があってもよいのではないかと。

また、県は外食店舗が分煙を実施する場合に、次のような措置を求めているが、その実現はなかなか困難である。

- ① 県の定める分煙基準を満たすには、喫煙区域と非喫煙区域を仕切り等で分離する。
- ② 喫煙区域にたばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出するための屋外排気設備（換気扇等）を設ける。
- ③ 非喫煙区域から喫煙区域に向かって毎秒 0.2 m 以上の空気の流れが生じないようにする。

こうした課題に対し、県の説明会では飲食店等から反発する意見が相次いだ。県の基準を満たす分煙を実施しようとするれば、その設備投資に最低でも数百万円、店の規模によっては数千万円のコストがかかってしまう。

そのコストを負担できなければ、分

煙を断念し全面禁煙しか選択できなくなる。

さらに、非喫煙区域から喫煙区域に向かって毎秒 0.2 m 以上の空気の流れをつくれというのが、果たして具体的なイメージが思い浮かぶだろうか。

協会の意見書でも指摘したとおり、「空気の流れ」は、平成 15 年 4 月の厚生労働省健康保健局長通知で、受動喫煙防止措置を取るに当たっての参考として掲げられたものである。

以上の問題点を指摘したが、神奈川県は 2 月議会で条例案を提出し、年度内の制定を目指している。施行期日は公布から 1 年後(当初案では 6 ヶ月後)の平成 22 年 4 月を目指している。

店舗面積 100m²以下の飲食店については、規制は努力義務となったが、こうした店舗は小規模な個人営業の店が該当し、チェーン展開を行っている協会会員社の多くは「禁煙」か「分煙」かの選択を迫られることになる。

我々は県に対しさらなる見直しを求めると同時に、仮に分煙設備を店舗が導入せざるを得ない場合には、財政支援としての補助金や融資を要求することなども検討していきたいと思う。

神奈川県の受動喫煙防止対策について、引き続き会員各位の率直なご意見をお寄せいただきたい。